

平成 28 年

第 1 回定例会

議案第 1 号

北海道後期高齢者医療広域連合行政不服審査法施行条例案
上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 18 日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 高 橋 定 敏

北海道後期高齢者医療広域連合行政不服審査法施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 81 条第 1 項の規定に基づき設置する北海道後期高齢者医療広域連合行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営その他法の施行について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審査会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第 3 条 審査会は、委員 3 人をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法令又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、広域連合長が委嘱する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第 5 条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、審査会の会議の議長となる。
- 3 審査会は、委員（議長である委員を含む。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調査審議手続の非公開)

第7条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。ただし、審査会が必要と認めた場合は、公開することができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、広域連合事務局において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会の会長が、審査会に諮って決める。

(手数料)

第10条 法第38条第1項及び法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付に係る手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 書面等の写し又は電磁的記録（法第38条第1項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を記載した書面の作成に要する費用
別表に定める額
- (2) 書面等の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付に
要する費用 郵送等に要する費用

(罰則)

第11条 第4条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 10 条関係）

区 分	交付の方法	手数料の額
書面等の写しの 交付	複写機による複写（両面に複写された用紙については、片面を 1 枚として手数料の額を算定する。）	白黒 1 枚につき 10 円 カラー 1 枚につき 50 円
電磁的記録に記録された事項を記載した書面の 交付	複写機等による出力（両面に出力された用紙については、片面を 1 枚として手数料の額を算定する。）	白黒 1 枚につき 10 円 カラー 1 枚につき 50 円

（提案理由）

この条例を提出したのは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の施行に伴い、同法第 81 条第 1 項の規定に基づき設置する北海道後期高齢者医療広域連合行政不服審査会の組織及び運営その他法の施行について必要な事項を定めるためであります。

平成 28 年

第 1 回定例会

議案第 2 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 18 日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 高橋 定敏

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(北海道後期高齢者医療広域連合非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正)

第 1 条 北海道後期高齢者医療広域連合非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関
する条例(平成 19 年北海道後期高齢者医療広域連合条例第 7 号)の一部を
次のように改正する。

第 2 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1
号を加える。

(4) 行政不服審査会委員

第 3 条第 1 項及び同条第 2 項中「第 5 号」を「第 6 号」に改める。

第 5 条第 2 項中「から第 5 号」を「から第 6 号」に改め、同条第 3 項中「第
2 条第 5 号」を「第 2 条第 6 号」に改める。

(北海道後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正)

第 2 条 北海道後期高齢者医療広域連合情報公開条例(平成 19 年北海道後期
高齢者医療広域連合条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等(第 18 条)」を「審査請求等(第 17 条の 2)」に改
める。

第 3 章の章名を次のように改める。

第 3 章 審査請求等

第 3 章中第 18 条の前に次の 1 条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第 17 条の 2 開示決定等(第 12 条第 3 項又は第 13 条第 2 項の規定によ

り公文書を開示しない旨の決定があったものとみなされた場合における当該あったものとみなされた決定を含む。以下同じ。)に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

第18条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「(第12条第3項又は第13条第2項の規定により公文書を開示しない旨の決定があったものとみなされた場合における当該あったものとみなされた決定を含む。以下同じ。)について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立て」を「について審査請求」に、「当該不服申立てに対する決定」を「当該審査請求に対する裁決」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「とき。」を「場合」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合(当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

第18条に次の1項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第19条中「前条」を「前条第1項」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)

第19条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「開示決定等」を「公文書の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第20条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定」を「裁決」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「する決定」を「する裁決」に改め、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「係る開示決定等」の次に「(開示請求に係る公文書

の全部を開示する旨の決定を除く。)」を加え、「当該開示決定等」を「当該審査請求」に、「旨の決定」を「旨の裁決」に改める。

(北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正)

第3条 北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第17号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て(第37条)」を「審査請求(第36条の2)」に改める。

第3章第4節の節名を次のように改める。

第4節 審査請求

第3章第4節中第37条の前に次の1条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第36条の2 開示決定等(第19条第3項又は第20条第2項の規定により開示をしない旨の決定があったものとみなされた場合における当該あったものとみなされた決定を含む。以下この節において同じ。)、訂正決定等(第28条第3項又は第29条第2項の規定により訂正をしない旨の決定があったものとみなされた場合における当該あったものとみなされた決定を含む。以下この節において同じ。)又は利用停止決定等(第35条第3項又は第36条第2項の規定により利用停止をしない旨の決定があったものとみなされた場合における当該あったものとみなされた決定を含む。以下この節において同じ。)に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

第37条各号列記以外の部分中「(第19条第3項又は第20条第2項の規定により開示をしない旨の決定があったものとみなされた場合における当該あったものとみなされた決定を含む。以下この節において同じ。)、訂正決定等(第28条第3項又は第29条第2項の規定により訂正をしない旨の決定があったものとみなされた場合における当該あったものとみなされた決定を含む。以下この節において同じ。)又は利用停止決定等(第35条第3項又は第36条第2項の規定により利用停止をしない旨の決定があったものとみなされた場合における当該あったものとみなされた決定を含む。以下この節において同じ。)」について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立て」を「、訂正決定等又は利用停止決定等について審査請求」に、

「当該不服申立てに対する決定」を「当該審査請求に対する裁決」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「とき。」を「場合」に改め、同条第2号から第4号までを次のように改める。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

第37条に次の1項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第38条中「前条」を「前条第1項」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

第38条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「開示決定等」を「保有個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第39条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定」を「裁決」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「する決定」を「する裁決」に改め、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に、「係る開示決定等」の次に「（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」を加え、「当該開示決定等」を「当該審査請求」に、「旨の決定」を「旨の裁決」に改める。

（北海道後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第4条 北海道後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例(平

成 19 年北海道後期高齢者医療広域連合条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第 2 条第 1 項第 1 号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第 3 章の章名を次のように改める。

第 3 章 審査請求に係る調査審議の手續

第 8 条第 4 項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人、参加人」を「審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第 9 条第 1 項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第 2 項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第 10 条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第 11 条中「第 8 条 1 項」を「第 8 条第 1 項」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第 12 条を次のように改める。

（提出資料の写しの送付等）

第 12 条 審査会は、第 8 条第 3 項若しくは第 4 項又は第 10 条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由

があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

第13条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第14条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(北海道後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第5条 北海道後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第23号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(北海道後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部改正)

第6条 北海道後期高齢者医療広域連合行政手続条例(平成20年北海道後期高齢者医療広域連合条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第9号中「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行に伴い、関係条例の整備を行うためのものです。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 新旧対照表

改正後	現行
<p>北海道後期高齢者医療広域連合非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（第1条関係）</p> <p>第1条（現行のとおり）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「非常勤の職員」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 選挙管理委員</p> <p>(2) 監査委員</p> <p>(3) 情報公開・個人情報保護審査会委員</p> <p><u>(4) 行政不服審査会委員</u></p> <p><u>(5) 運営協議会委員</u></p> <p><u>(6) 医療給付専門員</u></p> <p>（報酬）</p> <p>第3条 非常勤の職員（前条第6号に掲げる者を除く。）の報酬の額は、1日につき5千円とする。</p> <p>2 前条第6号に掲げる者の報酬の額は、月額26万9,900円以内で広域連合長が別に定める。</p> <p>第4条（現行のとおり）</p> <p>（費用弁償）</p> <p>第5条（現行のとおり）</p> <p>2 前項の規定による費用弁償の額は、第2条第1号及び第2号に掲げる者にあつては北海道後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第5号）第2条に規定する特別職の職員に支給される費用弁償の例によるものとし、第2条第3号から第6号までに掲げる者にあつては市町村、北海道その他の団体から派遣された職員に支給される旅費の例によるものとする。</p> <p>3 第2条第6号に掲げる者には、市町村、北海道その他の団体から派遣された職員との権衡を考慮</p>	<p>北海道後期高齢者医療広域連合非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（第1条関係）</p> <p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「非常勤の職員」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 選挙管理委員</p> <p>(2) 監査委員</p> <p>(3) 情報公開・個人情報保護審査会委員</p> <p>（新設）</p> <p><u>(4) 運営協議会委員</u></p> <p><u>(5) 医療給付専門員</u></p> <p>（報酬）</p> <p>第3条 非常勤の職員（前条第5号に掲げる者を除く。）の報酬の額は、1日につき5千円とする。</p> <p>2 前条第5号に掲げる者の報酬の額は、月額26万9,900円以内で広域連合長が別に定める。</p> <p>第4条（略）</p> <p>（費用弁償）</p> <p>第5条 非常勤の職員が会議の出席その他の公務のため旅行をしたときは、その旅行に対し、費用を弁償する。</p> <p>2 前項の規定による費用弁償の額は、第2条第1号及び第2号に掲げる者にあつては北海道後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第5号）第2条に規定する特別職の職員に支給される費用弁償の例によるものとし、第2条第3号から第5号までに掲げる者にあつては市町村、北海道その他の団体から派遣された職員に支給される旅費の例によるものとする。</p> <p>3 第2条第5号に掲げる者には、市町村、北海道その他の団体から派遣された職員との権衡を考慮</p>

<p>して広域連合長が別に定めるところにより、費用弁償として、通勤のために要する費用に相当する額を支給する。</p> <p>(以下現行のとおり)</p> <p>北海道後期高齢者医療広域連合情報公開条例 (第2条関係)</p> <p>目次</p> <p>第1章～第2章(現行のとおり)</p> <p>第3章 <u>審査請求等(第17条の2～第20条)</u></p> <p>第4章～第5章(現行のとおり)</p> <p>第1条～第17条(現行のとおり)</p> <p>第3章 <u>審査請求等</u></p> <p>(<u>審理員による審理手続に関する規定の適用除外</u>)</p> <p><u>第17条の2 開示決定等(第12条第3項又は第13条第2項の規定により公文書を開示しない旨の決定があったものとみなされた場合における当該あったものとみなされた決定を含む。以下同じ。)</u>に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。</p> <p>(<u>審査請求に係る審査会への諮問</u>)</p> <p>第18条 <u>開示決定等について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、北海道後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。</u></p> <p>(1) <u>審査請求が不適法であり、却下する場合</u></p>	<p>して広域連合長が別に定めるところにより、費用弁償として、通勤のために要する費用に相当する額を支給する。</p> <p>(以下略)</p> <p>北海道後期高齢者医療広域連合情報公開条例 (第2条関係)</p> <p>目次</p> <p>第1章～第2章(略)</p> <p>第3章 <u>不服申立て等(第18条～第20条)</u></p> <p>第4章～第5章(略)</p> <p>第1条～第17条(略)</p> <p>第3章 <u>不服申立て等</u></p> <p>(新設)</p> <p>(<u>不服申立てに係る審査会への諮問</u>)</p> <p>第18条 <u>開示決定等(第12条第3項又は第13条第2項の規定により公文書を開示しない旨の決定があったものとみなされた場合における当該あったものとみなされた決定を含む。以下同じ。)</u>について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあったときは、当該<u>不服申立て</u>に対する<u>決定</u>をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、北海道後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該<u>不服申立て</u>に対する<u>決定</u>をしなければならない。</p> <p>(1) <u>不服申立てが不適法であり、却下するとき。</u></p>
---	--

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第19条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

(以下現行のとおり)

(2) 不服申立てに対する決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第20条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る開示請求の全部を容認して開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(新設)

(諮問をした旨の通知)

第19条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る公文書を開示する旨の決定（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

(以下略)

北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例
(第3条関係)

目次

第1章～第2章(現行のとおり)

第3章 開示、訂正及び利用停止

第1節～第3節(現行のとおり)

第4節 審査請求(第36条の2-第39条)

第4章～第5章(現行のとおり)

第1条～第36条(現行のとおり)

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第36条の2 開示決定等(第19条第3項又は第20条第2項の規定により開示をしない旨の決定があったものとみなされた場合における当該あったものとみなされた決定を含む。以下この節において同じ。)、訂正決定等(第28条第3項又は第29条第2項の規定により訂正をしない旨の決定があったものとみなされた場合における当該あったものとみなされた決定を含む。以下この節において同じ。)又は利用停止決定等(第35条第3項又は第36条第2項の規定により利用停止をしない旨の決定があったものとみなされた場合における当該あったものとみなされた決定を含む。以下この節において同じ。)に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第37条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例
(第3条関係)

目次

第1章～第2章(略)

第3章 開示、訂正及び利用停止

第1節～第3節(略)

第4節 不服申立て(第37条-第39条)

第4章～第5章(略)

第1条～第36条(略)

第4節 不服申立て

(新設)

(審査会への諮問)

第37条 開示決定等(第19条第3項又は第20条第2項の規定により開示をしない旨の決定があったものとみなされた場合における当該あったものとみなされた決定を含む。以下この節において同じ。)、訂正決定等(第28条第3項又は第29条第2項の規定により訂正をしない旨の決定があったものとみなされた場合における当該あったものとみなされた決定を含む。以下この節において同じ。)又は利用停止決定等(第35条第3項又は第36条第2項の規定により利用停止をしない旨

<p>(1) <u>審査請求が不適法であり、却下する場合</u></p> <p>(2) <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）</u></p> <p>(3) <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合</u></p> <p>(4) <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合</u></p> <p><u>2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。</u></p> <p>(諮問をした旨の通知)</p> <p>第38条 <u>前条第1項</u>の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) <u>審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同</u></p>	<p><u>の決定があったものとみなされた場合における当該決定があったものとみなされた決定を含む。以下この節において同じ。）について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てに対する決定をしなければならない。</u></p> <p>(1) <u>不服申立てが不適法であり、却下するとき。</u></p> <p>(2) <u>不服申立てに対する決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第39条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</u></p> <p>(3) <u>不服申立てに対する決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。</u></p> <p>(4) <u>不服申立てに対する決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。</u></p> <p>(諮問をした旨の通知)</p> <p>第38条 <u>前条</u>の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) <u>不服申立人及び参加人</u></p>
---	---

<p>じ。)</p> <p>(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者 (これらの者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。)</p> <p>(3) 当該<u>審査請求</u>に係る<u>保有個人情報の開示</u>について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。)</p> <p>(第三者からの<u>審査請求</u>を棄却する場合等における手続)</p> <p>第39条 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>裁決</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの<u>審査請求</u>を却下し、又は棄却する<u>裁決</u></p> <p>(2) <u>審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)</u>を変更し、当該<u>審査請求</u>に係る保有個人情報を開示する旨の<u>裁決</u>(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)</p> <p>(以下現行のとおり)</p> <p>北海道後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例(第4条関係)</p> <p>目次</p> <p>第1章～第2章(現行のとおり)</p> <p>第3章 <u>審査請求</u>に係る調査審議の手続(第8条―第14条)</p> <p>第4章(現行のとおり)</p> <p>第1条(現行のとおり)</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる条例の規定により諮問される<u>審査請求</u>について調査審議すること。 ア～イ(現行のとおり)</p> <p>(2)～(4)(現行のとおり)</p>	<p>(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者 (これらの者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。)</p> <p>(3) 当該<u>不服申立て</u>に係る<u>開示決定等</u>について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。)</p> <p>(第三者からの<u>不服申立て</u>を棄却する場合等における手続)</p> <p>第39条 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>決定</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの<u>不服申立て</u>を却下し、又は棄却する<u>決定</u></p> <p>(2) <u>不服申立てに係る開示決定等</u>を変更し、当該<u>開示決定等</u>に係る保有個人情報を開示する旨の<u>決定</u>(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)</p> <p>(以下略)</p> <p>北海道後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例(第4条関係)</p> <p>目次</p> <p>第1章～第2章(略)</p> <p>第3章 <u>不服申立て</u>に係る調査審議の手続(第8条―第14条)</p> <p>第4章(略)</p> <p>第1条(略)</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる条例の規定により諮問される<u>不服申立て</u>について調査審議すること。 ア～イ(略)</p> <p>(2)～(4)(略)</p>
---	--

<p>2 (現行のとおり)</p> <p>第3条～第7条 (現行のとおり)</p> <p>第3章 <u>審査請求に係る調査審議の手続</u></p> <p>(審査会の調査権限)</p> <p>第8条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問機関 (情報公開条例第18条又は個人情報保護条例第37条の規定により審査会に諮問をした実施機関をいう。以下同じ。) に対し、公文書 (情報公開条例第12条第1項に規定する開示決定等に係る公文書 (同条例第2条第2号に規定する公文書をいう。) をいう。以下同じ。) 又は保有個人情報 (個人情報保護条例第19条第1項に規定する開示決定等、同条例第28条第1項に規定する訂正決定等又は同条例第35条第1項に規定する利用停止決定等に係る保有個人情報 (同条例第2条第1項第3号に規定する保有個人情報をいう。) をいう。以下同じ。) の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。</p> <p>2及び3 (現行のとおり)</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、<u>審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法 (平成26年法律第68号) 第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)</u> 又は諮問機関 (以下「<u>審査請求人等</u>」という。) に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。</p> <p>(意見の陳述)</p> <p>第9条 審査会は、<u>審査請求人等</u>から申立てがあったときは、当該<u>審査請求人等</u>に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の場合においては、<u>審査請求人</u>又は参</p>	<p>2 (略)</p> <p>第3条～第7条 (略)</p> <p>第3章 <u>不服申立てに係る調査審議の手続</u></p> <p>(審査会の調査権限)</p> <p>第8条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問機関 (情報公開条例第18条又は個人情報保護条例第37条の規定により審査会に諮問をした実施機関をいう。以下同じ。) に対し、公文書 (情報公開条例第12条第1項に規定する開示決定等に係る公文書 (同条例第2条第2号に規定する公文書をいう。) をいう。以下同じ。) 又は保有個人情報 (個人情報保護条例第19条第1項に規定する開示決定等、同条例第28条第1項に規定する訂正決定等又は同条例第35条第1項に規定する利用停止決定等に係る保有個人情報 (同条例第2条第1項第3号に規定する保有個人情報をいう。) をいう。以下同じ。) の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、<u>不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人</u> 又は諮問機関 (以下「<u>不服申立人等</u>」という。) に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。</p> <p>(意見の陳述)</p> <p>第9条 審査会は、<u>不服申立人等</u>から申立てがあったときは、当該<u>不服申立人等</u>に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の場合においては、<u>不服申立人</u>又は参</p>
--	---

加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第10条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第11条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員又は臨時委員に、第8条第1項の規定により提示された対象公文書等を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第9条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第12条 審査会は、第8条第3項若しくは第4項又は第10条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第10条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第11条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員又は臨時委員に、第8条1項の規定により提示された対象公文書等を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第9条第1項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)

第12条 (新設)

不服申立人等は、審査会に対し、第8条第3項若しくは第4項又は前条の規定により審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

<p>3 <u>審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>4 審査会は、<u>第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。</u></p> <p>(調査審議手続の非公開)</p> <p>第13条 審査会の行う<u>審査請求</u>に係る調査審議の手続は、公開しない。ただし、審査会が必要と認めた場合は、公開することができる。</p> <p>(<u>審査請求</u>に係る答申書の送付等)</p> <p>第14条 審査会は、<u>審査請求</u>についての諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>審査請求人</u>及び参加人に送付するものとする。</p> <p>(以下現行のとおり)</p> <p>北海道後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（第5条関係）</p> <p>第1条～第2条（現行のとおり）</p> <p>(報告事項の公表)</p> <p>第3条 広域連合長は、前条の規定による報告を受けたときは、その報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。</p> <p>2 広域連合長は、法第58条の2第2項の規定により次に掲げる事項の報告を受けたときは、その報告を公表しなければならない。</p> <p>(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況</p> <p>(2) 不利益処分に関する<u>審査請求</u>の状況</p> <p>3 (現行のとおり)</p> <p>(以下現行のとおり)</p>	<p>(新設)</p> <p>2 審査会は、<u>前項の規定による閲覧又は写しの交付</u>について、日時及び場所を指定することができる。</p> <p>(調査審議手続の非公開)</p> <p>第13条 審査会の行う<u>不服申立て</u>に係る調査審議の手続は、公開しない。ただし、審査会が必要と認めた場合は、公開することができる。</p> <p>(<u>不服申立て</u>に係る答申書の送付等)</p> <p>第14条 審査会は、<u>不服申立て</u>についての諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>不服申立人</u>及び参加人に送付するものとする。</p> <p>(以下略)</p> <p>北海道後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（第5条関係）</p> <p>第1条～第2条（略）</p> <p>(報告事項の公表)</p> <p>第3条 広域連合長は、前条の規定による報告を受けたときは、その報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。</p> <p>2 広域連合長は、法第58条の2第2項の規定により次に掲げる事項の報告を受けたときは、その報告を公表しなければならない。</p> <p>(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況</p> <p>(2) 不利益処分に関する<u>不服申立て</u>の状況</p> <p>3 (略)</p> <p>(以下略)</p>
--	--

北海道後期高齢者医療広域連合行政手続条例
(第6条関係)

第1条～第2条(現行のとおり)

(適用除外)

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、
次章から第4章の2までの規定は、適用しない。

(1)～(8)(現行のとおり)

(9) 審査請求、再調査の請求その他の不服申立て
に対する行政庁の裁決、決定その他の処分の手続
又は第3章若しくは行政手続法(平成5年法律第
88号)第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機
会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に
おいて法令に基づいてされる処分及び行政指導

(以下現行のとおり)

北海道後期高齢者医療広域連合行政手続条例
(第6条関係)

第1条～第2条(略)

(適用除外)

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、
次章から第4章の2までの規定は、適用しない。

(1)～(8)(略)

(9) 審査請求、異議申立てその他の不服申立てに
対する行政庁の裁決、決定その他の処分の手続又
は第3章若しくは行政手続法(平成5年法律第8
8号)第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会
の付与の手続その他の意見陳述のための手続にお
いて法令に基づいてされる処分及び行政指導

(以下略)

平成27年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)
平成27年度北海道後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算(第2号)
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,217千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,446,482千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年2月18日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 高橋 定敏

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		千円 1,183,500	千円 △ 12,467	千円 1,171,033
	1 負 担 金	1,183,500	△ 12,467	1,171,033
4 繰 入 金		132,975	17,684	150,659
	1 基 金 繰 入 金	132,975	17,684	150,659
歳 入 合 計		1,441,265	5,217	1,446,482

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		千円 173,918	千円 5,217	千円 179,135
	1 総 務 管 理 費	173,154	5,217	178,371
歳 出 合 計		1,441,265	5,217	1,446,482

平成27年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算（第2号）

平成27年度北海道後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりとする。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成28年2月18日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 高橋 定敏

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		千円 267,384,802	千円 △ 475,802	千円 266,909,000
	2 国庫補助金	75,010,972	△ 475,802	74,535,170
7 繰入金		1,282,398	475,802	1,758,200
	2 基金繰入金	20,708	475,802	496,510
歳入合計		811,125,850	0	811,125,850

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療費		千円 793,556,275	千円 △ 15,785	千円 793,540,490
	2 保険給付費	792,381,158	△ 15,785	792,365,373
3 諸支出金		17,561,455	15,785	17,577,240
	2 償還金及び還付加算金等	17,291,913	15,785	17,307,698
歳出合計		811,125,850	0	811,125,850

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
レセプト2次点検業務委託	平成28年度	千円 56,911
給付等関連業務委託	平成28年度	331,363
被保険者証等一括印刷業務委託	平成28年度	22,791

平成 28 年

第 1 回定例会

議案第 5 号

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 18 日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 高橋 定敏

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年北海道後期高齢者医療広域連合条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「平成 26 年度及び平成 27 年度」を「平成 28 年度及び平成 29 年度」に、「100 分の 10.52」を「100 分の 10.51」に改める。

第 9 条中「平成 26 年度及び平成 27 年度」を「平成 28 年度及び平成 29 年度」に、「51,472 円」を「49,809 円」に改める。

第 14 条第 1 項第 2 号中「26 万円」を「26 万 5 千円」に改め、同項第 3 号中「47 万円」を「48 万円」に改める。

附則に次の 3 条を加える。

（平成 28 年度における保険料の賦課総額の算定の特例）

第 29 条 平成 28 年度における保険料の賦課総額の算定について第 12 条の規定を適用する場合には、同条中「第 14 条又は第 15 条」とあるのは、「第 14 条若しくは第 15 条又は附則第 30 条若しくは第 31 条」とする。

（平成 28 年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例）

第 30 条 平成 28 年度において、被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第 14 条及び第 15 条の規定にかかわらず、広域連合の当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に 10 分の 9 を乗じて得た額を控除した額とする。

2 平成28年度において、賦課期日後に被保険者の資格を取得し、又は喪失した被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第14条及び第15条の規定にかかわらず、前項の規定により算定した被保険者均等割額について第13条の規定により月割をもって算定した額とする。

3 前2項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(平成28年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課の特例)

第31条 平成28年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の規定を適用する場合には、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

2 前項の規定は、平成28年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の2の規定を適用する場合には、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成28年度以後の年度分の保険料について適用し、平成27年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、平成28年度及び平成29年度における後期高齢者医療保険料率を改定するとともに、所得の少ない被保険者に対する保険料軽減の判定基準を変更し、また、平成28年度において、被用者保険の被扶養者であった被保険者及び所得の少ない被保険者に対する保険料軽減措置を継続するためであります。

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 新旧対照表

改正後	現行
(所得割率)	(所得割率)
第8条 <u>平成28年度及び平成29年度</u> の所得割率は、 <u>100分の10.51</u> とする。	第8条 <u>平成26年度及び平成27年度</u> の所得割率は、 <u>100分の10.52</u> とする。
(被保険者均等割額)	(被保険者均等割額)
第9条 <u>平成28年度及び平成29年度</u> の被保険者均等割額は、 <u>49,809円</u> とする。	第9条 <u>平成26年度及び平成27年度</u> の被保険者均等割額は、 <u>51,472円</u> とする。
(所得の少ない者に係る保険料の減額)	(所得の少ない者に係る保険料の減額)
第14条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額とする。	第14条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額とする。
(1)及び(1)の2 (現行のとおり)	(1)及び(1)の2 (略)
(2) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に <u>26万5千円</u> を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額	(2) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に <u>26万円</u> を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額
(3) 当該年度の賦課期日において、前3号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に <u>48万円</u> を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額	(3) 当該年度の賦課期日において、前3号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に <u>47万円</u> を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

<p>2～4 (現行のとおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>(平成28年度における保険料の賦課総額の算定の特例)</u></p> <p><u>第29条 平成28年度における保険料の賦課総額の算定について第12条の規定を適用する場合には、同条中「第14条又は第15条」とあるのは、「第14条若しくは第15条又は附則第30条若しくは第31条」とする。</u></p> <p><u>(平成28年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)</u></p> <p><u>第30条 平成28年度において、被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第14条及び第15条の規定にかかわらず、広域連合の当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の9を乗じて得た額を控除した額とする。</u></p> <p><u>2 平成28年度において、賦課期日後に被保険者の資格を取得し、又は喪失した被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第14条及び第15条の規定にかかわらず、前項の規定により算定した被保険者均等割額について第13条の規定により月割をもって算定した額とする。</u></p> <p><u>3 前2項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</u></p> <p><u>(平成28年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課の特例)</u></p> <p><u>第31条 平成28年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の規定を適用する場合には、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、平成28年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の2の規定を適用する場合には、適用しない。</u></p>	<p>2～4 (略)</p> <p>附 則</p>
--	---------------------------

平成28年

第1回定例会

議案第6号

平成28年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計予算

平成28年度北海道後期高齢者医療広域連合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,493,656千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、43,000千円と定める。

平成28年2月18日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 高橋 定敏

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 1,489,644
	1 負担金	1,489,644
2 国庫支出金		897
	1 国庫補助金	897
3 財産収入		258
	1 財産運用収入	258
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		2,856
	1 預金利子	721
	2 雑収入	2,135
歳 入 合 計		1,493,656

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 3,431
	1 議 会 費	3,431
2 総 務 費		165,417
	1 総 務 管 理 費	164,991
	2 選 挙 費	89
	3 監 査 委 員 費	337
3 公 債 費		35
	1 公 債 費	35
4 諸 支 出 金		1,323,773
	1 他 会 計 繰 出 金	1,323,772
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金 等	1
5 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		1,493,656

平成28年

第1回定例会

議案第7号

平成28年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計予算
平成28年度北海道後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療会計予算は、
次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ816,407,150千
円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳
出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの
最高額は、7,300,000千円と定める。

平成28年2月18日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 高橋 定敏

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 町 村 支 出 金		千円 128,987,748
	1 市 町 村 負 担 金	128,987,748
2 国 庫 支 出 金		274,393,313
	1 国 庫 負 担 金	197,848,974
	2 国 庫 補 助 金	76,544,339
3 道 支 出 金		68,199,610
	1 道 負 担 金	68,199,610
4 支 払 基 金 交 付 金		324,012,495
	1 支 払 基 金 交 付 金	324,012,495
5 特別高額医療費共同事業交付金		165,014
	1 特別高額医療費共同事業交付金	165,014
6 財 産 収 入		16,004
	1 財 産 運 用 収 入	16,004
7 繰 入 金		18,338,081
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,323,772
	2 基 金 繰 入 金	17,014,309
8 繰 越 金		2,238,527
	1 繰 越 金	2,238,527
9 諸 収 入		56,358
	1 預 金 利 子	55,802
	2 雑 入	555
	3 延滞金、加算金及び過料	1
歳 入 合 計		816,407,150

歳 出

款	項	金 額
1 後期高齢者医療費		千円 816,100,458
	1 総務管理費	1,233,366
	2 保険給付費	814,867,092
2 公 債 費		5,940
	1 公 債 費	5,940
3 諸 支 出 金		298,752
	1 市 町 村 支 出 金	244,551
	2 償還金及び還付加算金等	54,201
4 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		816,407,150

平成28年

第1回定例会

陳情第1号

後期高齢者医療制度保険料の特例軽減措置の継続を求める意見書の提出
についての陳情書

受理年月日 平成28年2月9日

陳情者 北海道社会保障推進協議会
会長 大橋 晃
(札幌市北区北14条西3丁目1-12)

陳情内容 別紙のとおり

上記陳情書の提出があったので付議する。

平成28年2月18日提出

北海道後期高齢者医療広域連合議会議長 鈴木 健 雄

2016年2月9日

北海道後期高齢者医療広域連合議会
議長 鈴木 健雄 様

陳情団体 札幌市北区北14条西3丁目1-12
北海道社会保障推進協議会
会長 大橋 晃



後期高齢者医療制度保険料の特例軽減措置の継続を求める意見書の
提出についての陳情書

1. 陳情要旨

<国への意見書提出について>

後期高齢者医療制度保険料の特例軽減措置の継続を求める意見書を提出してください。

2. 陳情理由

貴職の住民の暮らしや福祉の向上に尽力されていることに心から敬意を表します。

政府は2015年度予算編成の過程で後期高齢者の保険料特例軽減措置の段階的廃止を決定しました。2014年10月に厚労省が社会保障審議会医療保険部会に示していた2016年度を初年度とするものを1年先延ばしして2017年からとするものです。

北海道後期高齢者医療広域連合に加入する被保険者数(厚労省保健局・2013年9月)は、およそ72万6000人です。そのうちいわゆる「旧但し書き方式」により算定された所得階層別被保険者は、所得なしが約42万人、所得0から30万未満が約5万人、30から50万未満が約2万8000人、50から100万未満が約5万8000人、100から150万未満が約5万7000人で、所得の低い階層が61万3000人で被保険者全体の84%を占めています。

2013年11月の北海道後期高齢者医療広域連合議会において、2012年度賦課期日現在において、9割軽減が約17万9000人、8.5割軽減が約11万8000人等、均等割の特例軽減措置の対象者数は36万人となることが明らかにされました。一方、9割軽減該当者が7割軽減となる場合の保険料は3倍に、8.5割軽減が7割軽減となった場合は2倍に、元被扶養者が9割軽減から収入があつて5割軽減となった場合は5倍に引きあがります。年金の削減、消費税増税、円安不況のもとでの生活必需品の値上がりなどで、北海道の高齢者を取り巻く生活環境は極めて厳しくなっています。

つきましては、北海道後期高齢者医療広域連合議会として、後期高齢者医療制度保険料の特例軽減措置を引き続き継続することを国に強く求めて下さい。

貴職におかれましては、要望事項を検討の上、政府に意見書を提出していただきますようお願い申し上げます。

貴会のますますの発展をご祈念申し上げます。

以上



平成28年

第1回定例会

報告第1号

平成27年度定期監査の結果に関する報告

平成27年度定期監査の結果について、別紙のとおり監査委員から報告があったので提出する。

平成28年2月18日提出

北海道後期高齢者医療広域連合議会議長 鈴木 健 雄

平成28年

第1回定例会

報告第2号

例月現金出納検査結果報告（平成27年9月分～12月分）

平成27年9月分～12月分の例月現金出納検査結果について、別紙のとおり監査委員から報告があったので提出する。

平成28年2月18日提出

北海道後期高齢者医療広域連合議会議長 鈴木 健 雄

会期の決定について

平成28年第1回北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会の会期を次のとおり決定する。

平成28年2月18日の1日間とする。

平成28年2月18日

北海道後期高齢者医療広域連合議会議長 鈴木 健 雄